

公立大学法人滋賀県立大学業務方法書

(目的)

第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第22条第1項および滋賀県公立大学法人の業務運営等に関する規則（平成18年滋賀県規則第28号）の規定に基づき、公立大学法人滋賀県立大学（以下「法人」という。）の行う業務の基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営の基本方針)

第2条 法人は、法第25条第1項の規定により、滋賀県知事から指示された中期目標に基づき、業務の効率的かつ効果的な運営に努めるものとする。

(業務の委託)

第3条 法人は、公立大学法人滋賀県立大学定款に規定する業務の一部を法人以外の者に委託することにより効率的にその業務を遂行することができると認められ、かつ、委託することによりすぐれた成果を得られることが十分期待できる場合、業務の一部を委託することができる。

(委託契約)

第4条 法人は、前条の規定により業務を委託しようとするときは、受託者との間に業務に関する委託契約を締結するものとする。

(契約の方法)

第5条 法人が行う売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札または随意契約の方法により締結するものとする。

(その他)

第6条 この業務方法書に定めるもののほか、業務に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この業務方法書は、滋賀県知事の認可のあった日から施行する。